

3学第2 1 0 3号
令和4年1月26日

各小・中学校長 様

教 育 長

家庭における新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について（依頼）

このことについて、本市においても感染が拡大しております。

感染拡大の要因として考えられることに、保護者等が発熱などの症状があるにもかかわらず、子どもにそれらの症状がみられないため、子どもを学校に登校させるという報告があります。

つきましては、これ以上、感染拡大させないために、家庭における感染拡大防止の徹底について、下記のとおり、保護者に対して注意喚起をお願いいたします。

記

- 1 児童生徒やその家族に発熱等、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には、登校させずに、自宅で休養（待機）すること。
- 2 児童生徒、またはその家族や関係者が、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者、接触者に認定された場合、週休日（土・日）も含めて速やかに学校に連絡するとともに、保健所等からの指示に従うこと。
- 3 自宅での検温等、健康管理を徹底し、児童生徒やその家族に発熱等の症状がある場合には、必ず医療機関を受診すること。
- 4 学校だより等で保護者への協力依頼をすること。

（事務担当者：学校教育課 主幹・指導主事 新井田 克生 TEL 2 4 - 5 3 1 4）